

議案第143号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年川崎市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第15条第2項中「2,100円」を「6,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第9条の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に支給事由が生じ、同日以後に支給すべき改正前の

条例（以下「旧条例」という。）第15条の規定に基づく教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前に支給事由が生じ、同日以後に支給すべき旧条例第9条の規定に基づく汚泥処理業務等手当については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

教員特殊業務手当の限度額を引き上げるため、並びに地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、下水道事業に同法の規定の全部を適用することに伴う所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。